

乗合タクシー 次期契約に向けて【当日修正】

<修正箇所>

P12 使用車両 次期運行内容

【修正前】継続 → 【修正後】・「セダン型タクシー(乗客定員4人)」を
「運賃区分普通車」に変更する
・他の内容は継続とする

P22 次期契約での運行内容について 項目 使用車両 運行内容

【修正前】・セダン型タクシー(乗車定員4人)→【修正後】・運賃区分普通車

■スケジュール

令和元年7月24日 乗合タクシーの課題と今後の方向性のまとめ（第23回地域公共交通会議）



・次期契約運行内容の方向性検討

令和元年11月5日 次期契約の運行内容の方向性のとりまとめ（第24回地域公共交通会議）



・次期契約運行内容詳細検討

令和2年10月2日 次期契約の運行内容合意（第26回地域公共交通会議）



令和2年10~12月 次期契約の事業者選定 ・ 契約締結



・次期契約事業者の認可申請
・追加停留所設置準備
・次期契約運行内容の周知

令和3年4月1日 次期契約での運行開始

① 前回会議で示した次期契約に向けた運行内容の方向性について

[資料4-1]

② 停留所の追加、及び一部ダイヤの変更について

[資料4-2]

③ 次期契約の運行内容について

[資料4-3]

④ 事業者の選定方法及び今後のスケジュールについて

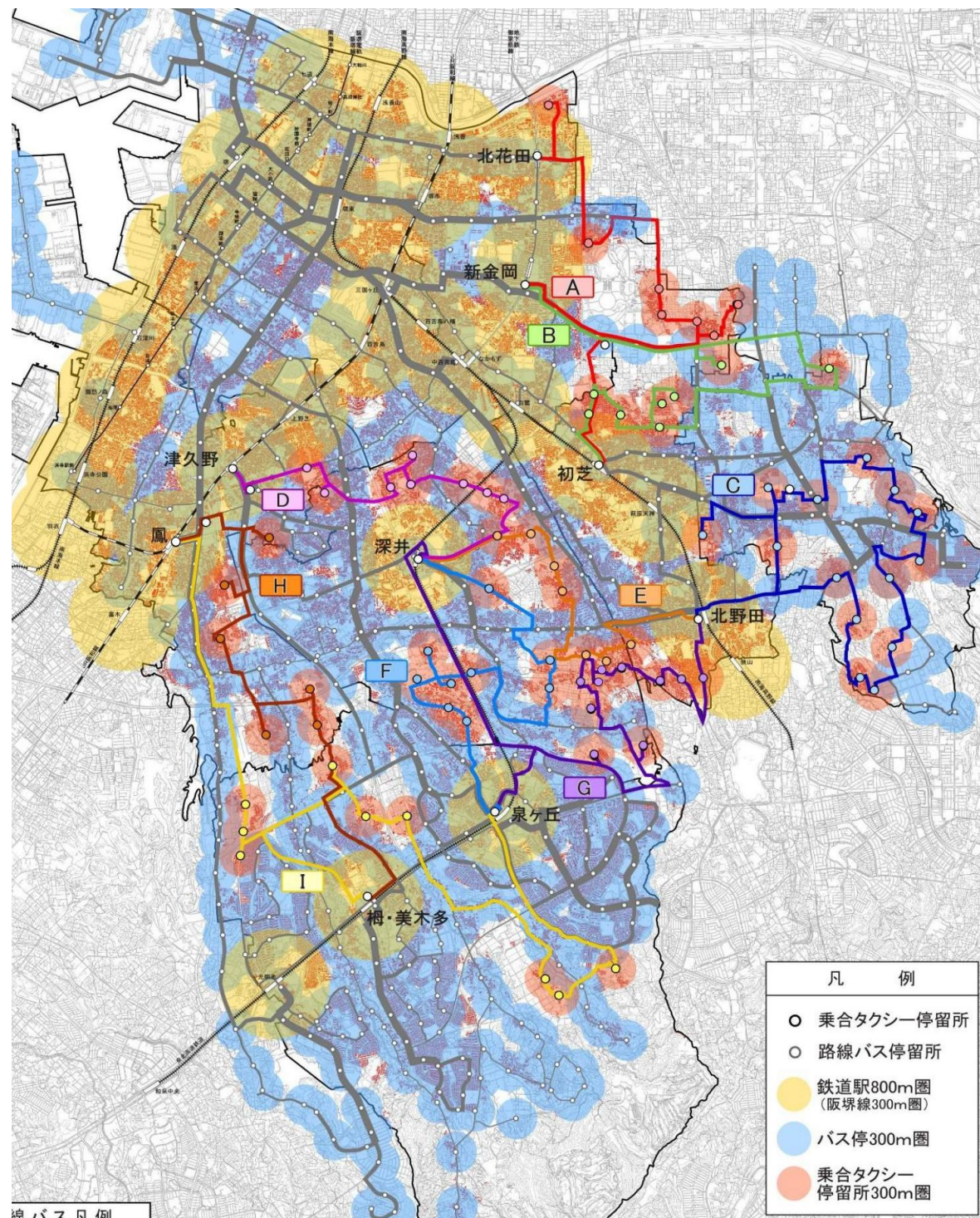
[資料4-4]

堺市乗合タクシーについて

公共交通空白地域と鉄道駅などを結ぶ
市内9ルートを実行

ルート名	起終点		停留所数
A	北花田駅	新金岡駅 初芝駅	8
B	新金岡駅	初芝駅	9
C	北野田駅 (美原区循環)		15
D	津久野駅	深井駅	9
E	深井駅	北野田駅	7
F	深井駅	泉ヶ丘駅	9
G	北野田駅	泉ヶ丘駅 深井駅	10
H	鳳駅	榎・美木多駅	7
I	泉ヶ丘駅	榎・美木多駅 鳳駅	9
合計			83

※停留所数には、起終点(駅)は含んでいない。



■乗合タクシー

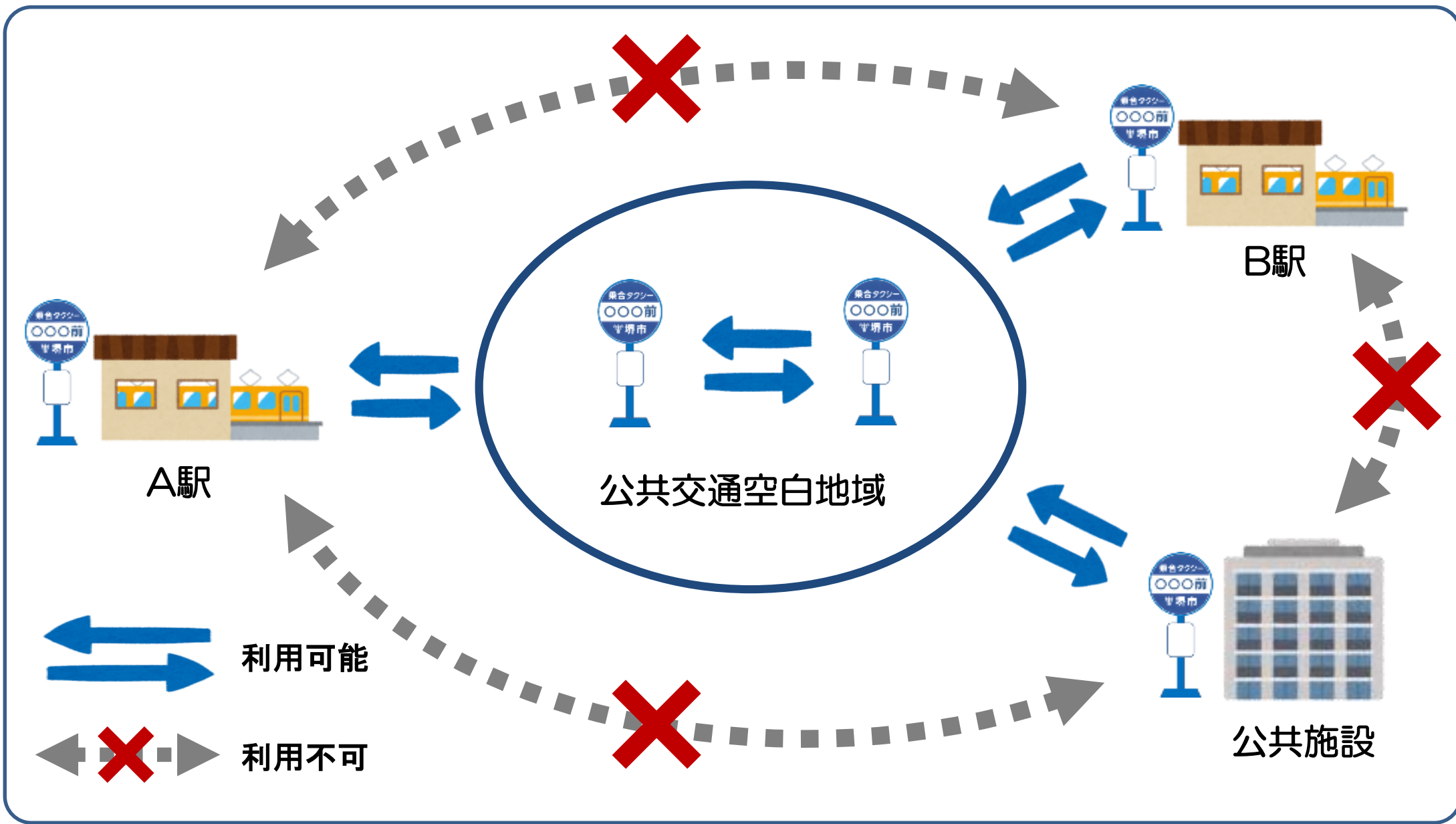
鉄道駅やバス停から離れた地域（公共交通空白地域）の方の日常生活に必要な移動手段を確保することを目的に運行。

■運行内容

項目	内容
運行形態	<ul style="list-style-type: none">・停留所及び時刻表を設定して予約制で運行・予約のない停留所はショートカット可とする区域運行・誰でも利用可（事前登録は不要）
運行ルート	<ul style="list-style-type: none">・鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅等を結ぶ市内9ルート※制度の趣旨から「駅前」から「駅前」、「駅前」から「公共施設（H30.6追加）」、「公共施設（H30.6追加）」から「駅前」の利用はできません。
使用車両	<ul style="list-style-type: none">・一般に使用しているタクシー車両を共用・セダン型タクシー（乗客定員4人）・定員を超過した場合は増車で対応
運行日・便数	<ul style="list-style-type: none">・1ルート1方向につき毎日5便・予約のない便は運休
運賃	<ul style="list-style-type: none">・大人300円、小人150円・おでかけ応援カードの提示で100円・障害者の方は、大人150円、小人80円
予約体制	<ul style="list-style-type: none">・一般のタクシーと同じ配車室にて予約を受け付け・受付期間は乗車1週間前から2時間前まで（第1便は前日18時まで）
運行改善	乗合タクシーは確立された制度でないため、需要や地域ニーズ等を踏まえて、実証運行、本格運行において順次運行改善を図ってきている。

堺市乗合タクシーは、公共交通空白地域における移動手段の確保を目的としているため、
 事業の趣旨から、鉄道駅で乗車して別の鉄道駅で降車することはできない。

また、鉄道駅で乗車して公共施設で降車、公共施設で乗車して鉄道駅で降車することはできない。





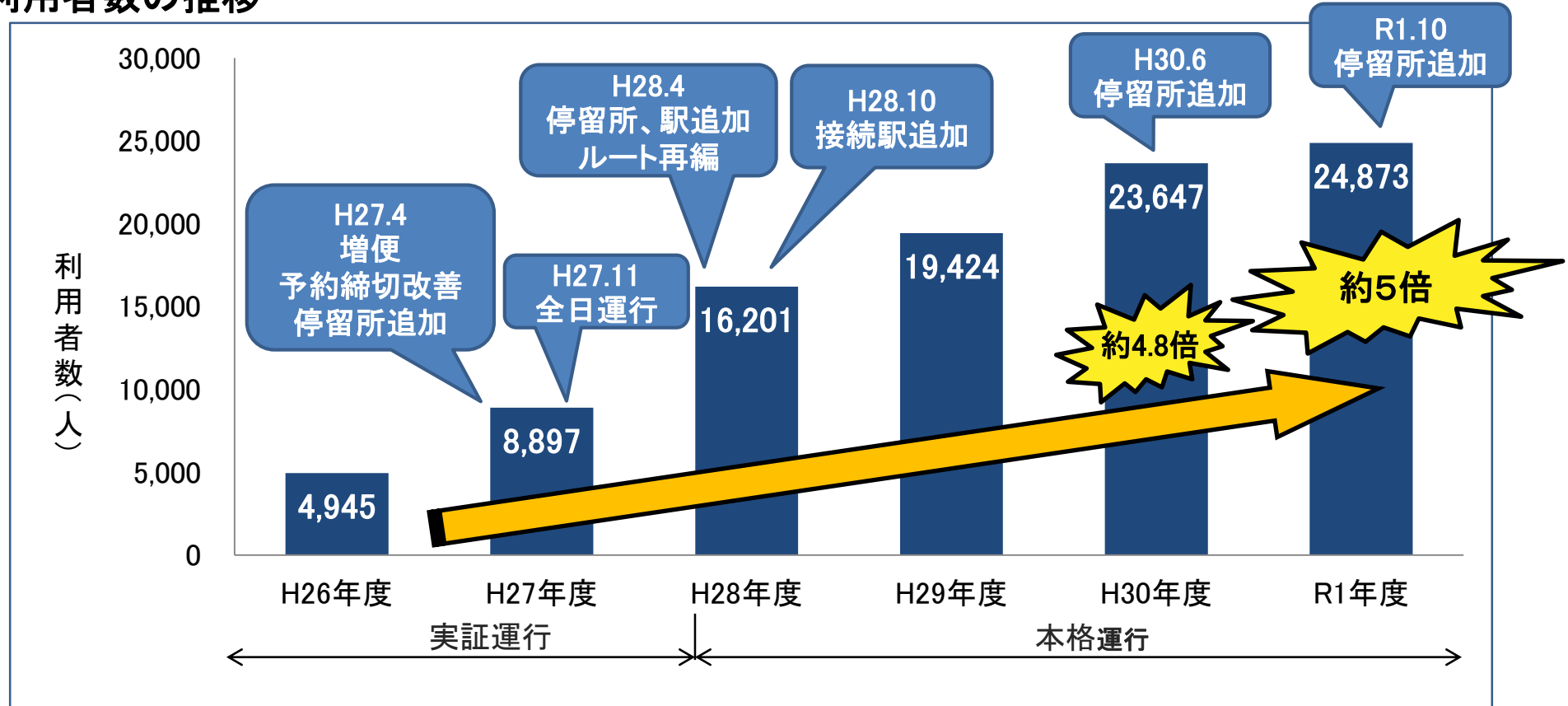
平成26年 3月10日	実証運行開始	<ul style="list-style-type: none">・運行方式はデマンド型の区域運行・公共交通空白地域と鉄道駅を結ぶ9ルート・平日運行、4便/日・予約受付期間は1週間前から3時間前まで
平成27年 4月 1日	運行改善	<ul style="list-style-type: none">・増便(4便/日⇒5便/日)・予約受付期間の延長 (締切を3時間前まで⇒2時間前まで)・停留所2箇所追加
平成27年11月 1日	全日運行開始	<ul style="list-style-type: none">・運行日の拡大(平日運行⇒全日運行)
平成28年 4月 1日	本格運行開始	<ul style="list-style-type: none">・停留所8箇所、駅1箇所追加、接続駅変更を伴うルート再編
平成28年10月 1日	接続駅追加	<ul style="list-style-type: none">・本格運行時に接続駅を変更したルートで、元の接続駅を追加
平成30年 6月 1日	停留所追加	<ul style="list-style-type: none">・公共施設4箇所追加・公共交通空白地域1箇所追加
令和元年10月 1日	停留所追加	<ul style="list-style-type: none">・公共交通空白地域1箇所追加

乗合タクシー

前回会議で示した

次期契約に向けた運行内容の方向性について

利用者数の推移



利用者数は年々増加しており、公共交通空白地域の方の移動手段として定着しているため、欠く事の出来ない事業である。

継続を前提に運行内容の検討を実施

現行運行形態の特徴

- ・路線バス等を利用しにくい地域を対象とし、路線バスの運行形態を指標としている。
- ・経費や運行の効率化を図るため、予約のあった便、停留所のみを運行している。
- ・公共交通空白地域には狭隘な道路が多いため、待機場所が確保できる箇所を選定して停留所を設置している。
- ・運行形態については、地域公共交通会議において関係交通事業者の合意が得られることを前提としている。
- ・鉄道やバスを利用しにくい地域を運行することで、他の公共交通に影響を及ぼさないよう配慮している。
- ・利用者を特定せず、誰でも利用できる。

乗合タクシーの制度目的や基本的な考え方を踏まえると、
現行のデマンド交通(定時定路線)が適切。



現行の運行形態を継続

項目	現運行内容
運行ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅等を結ぶ市内9ルート ※制度の趣旨から「駅前」から「駅前」、「駅前」から「公共施設(H30.6追加)」、「公共施設(H30.6追加)」から「駅前」の利用はできません。
運行形態	<ul style="list-style-type: none"> ・停留所及び時刻表を設定して予約制で運行 ・予約のない停留所はショートカット可とする区域運行 ・誰でも利用可(事前登録は不要)
運行日便数	<ul style="list-style-type: none"> ・1ルート1方向につき毎日5便 ・予約のない便は運休
使用車両	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に使用しているタクシー車両を共用 ・セダン型タクシー(乗客定員4人) ・定員を超過した場合は増車で対応
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・大人300円、小人150円 ・おでかけ応援カードの提示で100円 ・障害者の方は、大人150円、小人80円
予約体制	<ul style="list-style-type: none"> ・一般のタクシーと同じ配車室にて予約を受け付け ・受付期間は乗車1週間前から2時間前まで(第1便は前日18時まで)



次期運行内容
<p>継続</p> <p>但し、要望等を踏まえ 今回停留所の追加を検討</p>
<p>継続</p>
<p>継続</p> <p>現行の便数を維持し 乗合率の向上を模索</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「セダン型タクシー(乗客定員4人)」を「運賃区分普通車」に変更する ・他の内容は継続とする
<p>継続</p>
<p>継続</p> <p>但し、現行の予約体制を基本に最適な予約方法を検討していく</p>

乗合タクシー

停留所の追加、及び一部ダイヤの変更について

■停留所の追加について（前回の会議より）

1. 公共交通空白地域への停留所の設置
2. 公共交通空白地域以外で、公的かつ乗合率の向上が見込まれる施設への停留所の設置

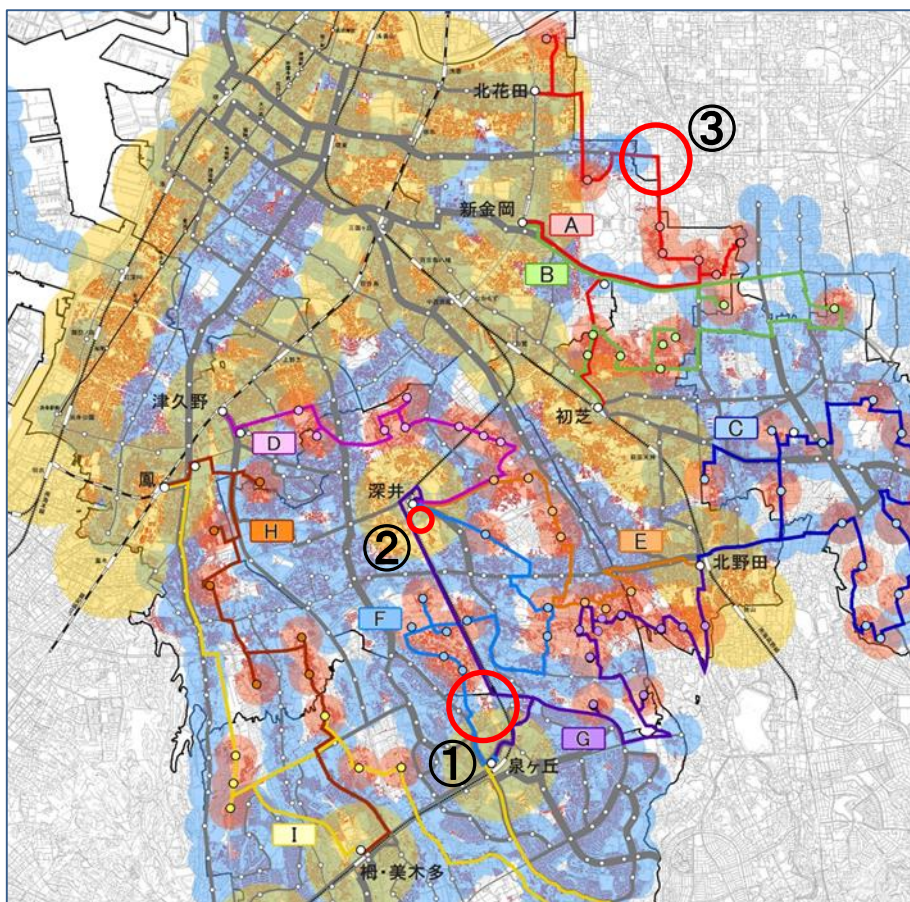


利用者等の要望や道路状況、既存の公共交通への影響も踏まえ、
停留所の追加を検討

■停留所の追加場所について

停留所追加場所については、前回会議での要件を満たす場所、要望がある場所、かつ既存ルートから大きくそれない場所とする。

追加候補地



公共交通空白地域

No.	追加場所	区	ルート	用途
①	土佐屋台	南区	F	公共交通空白地域

公共交通空白地域以外で、 公的かつ乗合率の向上が見込まれる施設

No.	追加場所	区	ルート	用途
②	中区役所	中区	D,E,F,G	公共施設

隣接市

No.	追加場所	区	ルート	用途
③	松原市	南新町	A	隣接市

①南区 土佐屋台

- ・公共交通空白地域への設置（カバーできる世帯数：約100世帯）
- ・要望あり
- ・接続ルート：Fルート



②中区 中区役所

- ・公共交通空白地域以外で、公的かつ乗合率の向上が見込まれる施設への設置
- ・要望あり
- ・接続ルート：D・E・F・Gルート

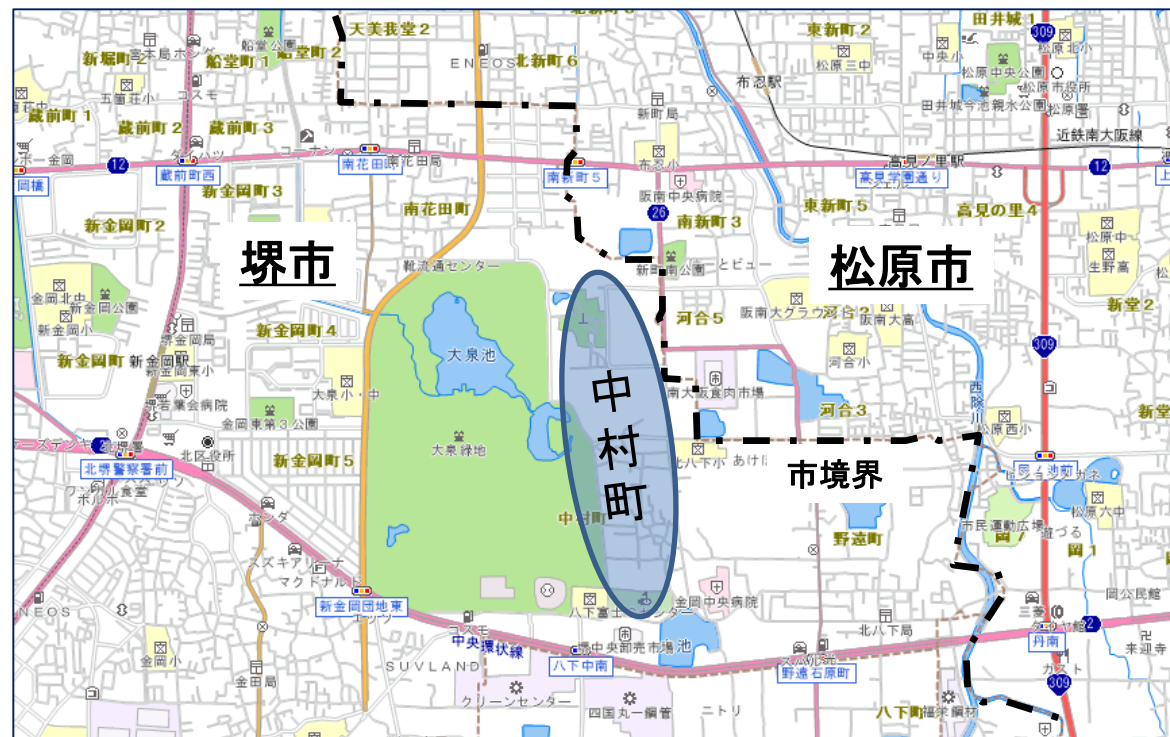
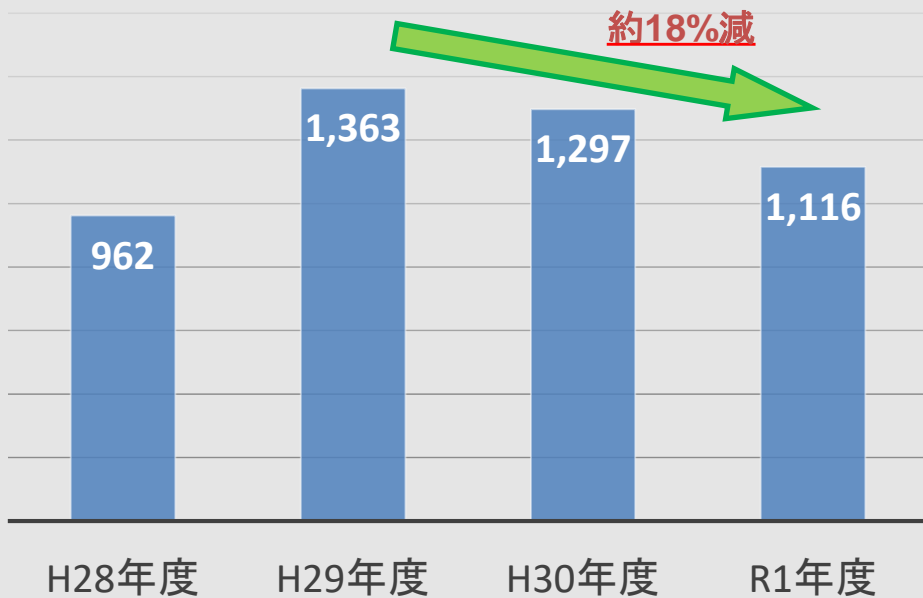


Aルートの利用者数は減少傾向にある。

中村町自治会から、運行改善の要望があった。

実態を把握するためアンケート調査をしたところ、中村町は、松原市との市域付近に位置していることもあり、多くの方の生活圏が松原市内も含んでいることが分かった。

Aルート利用者数（人）



③松原市 南新町

今回の設置予定地については隣接する松原市内であるが、路線バスへのアクセスが向上することや、病院が近くなり利便性が向上するといったことから、次の観点のもと停留所を設置することとする。

- ① 駅から、又は駅までの利用は不可
- ② 公共交通空白地域から、不特定多数の人が訪れる場所
- ③ 自治会からの要望がある
- ④ バス路線と重複していないルート上での設置
- ⑤ 市境界から300m以内での設置
- ⑥ 道路改良等伴わずに、設置場所を確保できること
- ⑦ 隣接市の同意が得られること

・接続ルート：Aルート



■Aルートダイヤ変更について

これまで同便の出発地、または目的地において初芝駅と新金岡駅の利用が重なる場合は、それぞれの駅に配車するため車両を2台必要としていた。次期運行においては、初芝駅を起終点とし新金岡駅を経由する運行にすることで、同便で上記のように予約が入った場合でも1台の配車で対応可能となる。

現状

Aルート	第1便		第2便		第3便		第4便		第5便	
初芝駅／新金岡駅	8:12	8:15	10:12	10:15	12:12	12:15	14:12	14:15	16:12	16:15
⑦野遠東	8:30		10:30		12:30		14:30		16:30	
⋮	⋮		⋮		⋮		⋮		⋮	
北花田駅	8:58		10:58		12:58		14:58		16:58	
北花田駅	9:10		11:10		13:10		15:10		17:10	
⋮	⋮		⋮		⋮		⋮		⋮	
⑦野遠東	9:38		11:38		13:38		15:38		17:38	
初芝駅／新金岡駅	9:56	9:53	11:56	11:53	13:56	13:53	15:56	15:53	17:56	17:53

変更後

Aルート	第1便		第2便		第3便		第4便		第5便	
初芝駅	8:05		10:05		12:05		14:05		16:05	
新金岡駅	8:15		10:15		12:15		14:15		16:15	
⋮	⋮		⋮		⋮		⋮		⋮	
北花田駅	8:58		10:58		12:58		14:58		16:58	
北花田駅	9:10		11:10		13:10		15:10		17:10	
⋮	⋮		⋮		⋮		⋮		⋮	
新金岡駅	9:53		11:53		13:53		15:53		17:53	
初芝駅	10:03		12:03		14:03		16:03		18:03	



乗合タクシー 次期契約の運行内容について

項目	運行内容
運行ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅等を結ぶ市内9ルート ・※今回停留所 3箇所追加 ・※制度の趣旨から「駅前」から「駅前」、「駅前」から「公共施設(H30.6追加)」、「公共施設(H30.6追加)」から「駅前」、「市外停留所」から「駅前」、「駅前」から「市外停留所」の利用はできません。
運行形態	<ul style="list-style-type: none"> ・停留所及び時刻表を設定して予約制で運行 ・予約のない停留所はショートカット可とする区域運行 ・誰でも利用可(事前登録は不要)
運行日 便数	<ul style="list-style-type: none"> ・1ルート1方向につき毎日5便 ・予約のない便は運休
使用車両	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に使用しているタクシー車両を共用 ・運賃区分普通車 ・定員を超過した場合は増車で対応
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・大人300円、小人150円 ・おでかけ応援カードの提示で100円 ・障害者の方は、大人150円、小人80円
予約体制	<ul style="list-style-type: none"> ・一般のタクシーと同じ配車室にて予約を受け付け ・受付期間は乗車1週間前から2時間前まで(第1便は前日18時まで)

※事業者からの提案や利用者からの要望があれば、次年度以降もよりよい制度となるように運行改善を検討していく。


事業者の選定方法及び 今後のスケジュールについて

■事業者の選定方法について

市町村が運行を委託する場合における運行主体の選定方法

運行を委託する場合の運行主体（一般乗合旅客自動車運送事業者）の選定にあたっては、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力の観点から総合的に評価することが重要である。

出典：コミュニティバスの導入に関するガイドライン（国土交通省）



総合評価方式の一般競争入札にて次期乗合タクシー事業者選定を行うこととし、次の評価項目により、総合的に審査し、事業者を選定。

■事業者選定の評価項目について

- ・業務遂行能力
- ・運行の安全性確保及び緊急時の対応
- ・利用者の利便性向上
(予約受付体制、配車計画、サービス向上への取組など)
- ・事業費

◇上記評価項目の審査基準は、2名以上の学識経験者に意見聴収を行ったうえで、総合評価一般競争入札評価委員会で審議し、決定する。

◇その後、事業者からの提案を受け、同評価委員会で提案内容を審査し、運行事業者を決定する。

■今後のスケジュール

次期契約に向けた運行内容に関する地域公共交通会議の合意



<p>令和2年10月～12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の一般競争入札による次期乗合タクシー事業者選定、及び契約
<p>令和2年12月～ 令和3年3月</p>	<p>運行準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合事業の許認可申請 ・追加停留所設置 ・利用案内の刷新



令和3年4月 運行開始